第四条第二項第一号中「百二十二万二千八百円」を「百二十三万円」に改め、同項第二号中「九十七万九千二百円」を「九十八万四千円」に改め、同条第四項中「八十四万三千六百円」を「八十四万四千三百円」に、「五十六万二千四百円」を「五十六万二千九百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百九十一万四千四百円」を「三百九十三万二千四百円」に改め、同項第二号中「三百十三万二千円」を「三百十四万六千四百円」に改め、同条第四項中「八十四万三千六百円」を「八十四万四千三百円」に、「五十六万二千四百円」を「五十六万二千九百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百四十二万円」を「三百四十四万円」に改め、同項第二号中「二百五十七万円」を「二百五十八万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、令和二年四月以後の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（以下「法」という。）による医療手当の額については、なお従前の例による。

3　改正後の第四条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項並びに第八条第五項の規定は、令和二年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下「障害児養育年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる障害児養育年金等の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十五号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十六条の三第一項及び第七十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「千分の百四」を「千分の百三十六・七」に改める。

第二十七条の見出し中「第七十条」を「第七十条第二項」に改め、同条中「千分の三・四」を「千分の三・六」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和二年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十六号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十九条の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第百一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「平成三十一年四月」を「令和二年四月」に、「四万二千九百十円」を「四万三千百六十円」に改め、同条第二項中「平成三十一年四月」を「令和二年四月」に、「一万百四十円」を「一万百九十円」に改め、同条第三項中「平成三十一年四月」を「令和二年四月」に、「六千八十円」を「六千百十円」に改める。

第二条の四第三項中「〇・〇二二九二三一」を「〇・〇二三〇五五九」に改め、同条第四項中「〇・〇〇三五三八五」を「〇・〇〇三五五二四」に改め、同条第五項中「〇・〇〇二一二五九」を「〇・〇〇二一一八九」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成三十一年四月」を「令和二年四月」に、「三万四千七百七十円」を「三万四千九百七十円」に、「五万二千二百円」を「五万二千五百円」に改める。

第九条の二中「平成三十一年四月」を「令和二年四月」に、「一万四千七百九十円」を「一万四千八百八十円」に改める。

第十条の二中「平成三十一年四月」を「令和二年四月」に、「二万七千二百円」を「二万七千三百五十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成三十一年四月」を「令和二年四月」に、「一万四千七百九十円」を「一万四千八百八十円」に、「法律第三十四号附則第九十七条第二項」を「同項」に、「法第十八条」を「同条」に改める。